

水道料金改定の検討状況について

1 水道料金改定の理由

(1) 現行料金体系の課題

現行の本市の料金体系は、基本料金が一律で、従量料金の通増度が高い体系となっており、多量使用者への依存度が高い状況です。このため、多量使用者の使用水量の減少によって、水道料金収入の減少が大きくなっています。今後の人口減少によって、料金収入の減少はさらに加速するものと見込んでいます。

(2) 今後の更新需要の増大

水道施設の多くは高度経済成長期に整備したため、老朽化が進んでおり、更新・耐震化の需要は増大しています。今後は特に、西谷浄水場再整備や大口径管路の更新・耐震化など、多額の経費を要する事業が控えています。

(3) 水道料金改定の必要性

水道局では、平成13年度の料金改定以降、民間委託などの業務効率化を図り、職員定数を約900人削減するなど、様々な経費削減の取組により、料金収入の減少に対応してきました。しかし、技術継承や災害対応等の観点から、今後は職員数の大幅な削減を中心とする経費削減で対応することは困難です。こうした厳しい経営状況の中、西谷浄水場再整備や大口径管路の更新・耐震化などの財源を確保するとともに、水需要の減少などの事業環境の変化を踏まえ、将来に向けて水道事業を持続可能なものとするために、料金水準の引き上げと料金体系の見直しを行います。

【経費削減等の取組事例】

- ・メーター検針業務などの委託化、組織再編による人件費の削減効果額
(平成13年度比 約110億円減(平成30年度決算値))
- ・PFI方式活用による川井浄水場再整備の事業費削減(約11億円)
- ・鶴ヶ峰浄水場の廃止(約200億円)
- ・高利率の企業債の繰上償還による支払利息の削減(約28億円)
- ・資産の有効活用等(平成28年度～令和元年度の4年間で約16億円)

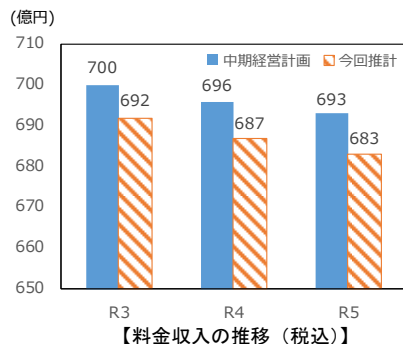
2 財政収支計画(案)と平均改定率(案)

中期経営計画(令和2年度～5年度)策定以降の新たな変動要素を反映させた財政収支計画(案)と平均改定率(案)は次のとおりです。

(1) 中期経営計画策定以降の新たな変動要素

ア 水需要と料金収入

中期経営計画の使用水量及び料金収入の予測を、令和元年度決算を踏まえて再計算した結果、令和5年度末の使用水量は3億7,300万³m(0.5%減)となり、料金収入は683億円(1.43%減)となる見込みです。



イ 工事費の上昇

令和2年6月22日付の通知により、厚生労働省が水道施設整備費に係る歩掛表の見直しを行ったため、令和3年度～5年度の工事費は140億円(10.4%)増加する見込みです。

現場管理費率の上昇

工事の種類	上昇幅
管路の更新・耐震化工事	5～10%程度
西谷浄水場再整備事業など、構造物工事	12～15%程度

(2) 新たな変動要素への対応

料金収入の更なる減収や工事費の増加を財政収支計画に反映させた場合、中期経営計画(令和2年度～5年度)策定時と比べ、より一層厳しい財政状況となります。そのため、次のとおり事業の見直しを行うなど、新たな変動要素への対応を図ります。

ア 事業の見直し

安定的に給水を維持していくことを第一に、市民の皆さまの給水に支障のない事業について以下の見直しを行います。

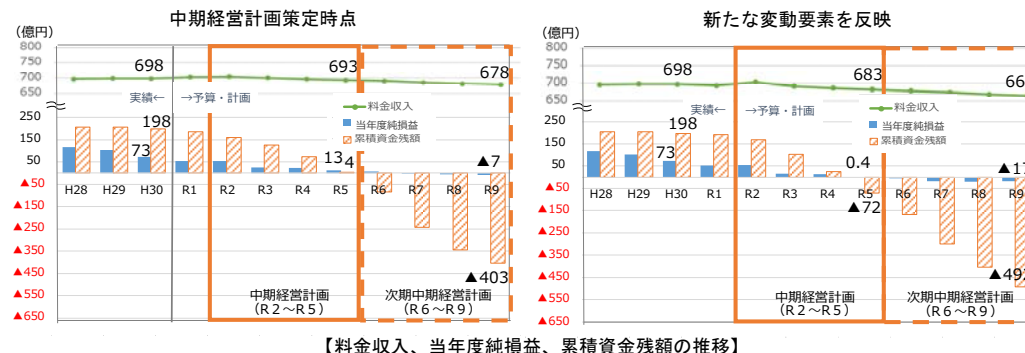
- ・安定給水には直接影響しない太陽光発電設備などを含む一部設備の更新の見直し。
- ・計画期間中の事業費を抑制するため、事故時等においてもバックアップ機能を確保している施設の更新等の一部先送り。
- ・西谷浄水場再整備事業等については、DB方式などの採用によるコスト削減見込み額を反映。
- ・管路の想定耐用年数の長寿命化を見込み、管路更新・耐震化工事の事業量を縮減。

イ 水道利用加入金

水道利用加入金については、新・現水道利用者間の負担の公平や料金水準の適正化を図るという目的を踏まえ、現行の通り継続します。

(3) 新たな変動要素を反映した財政収支計画(案)

(1)、(2)を反映した財政収支計画(案)を策定し、中期経営計画と比較した場合、中期経営計画の最終年度の令和5年度には、当年度純利益は13億円から0.4億円に減少し、累積資金残額は4億円の赤字から▲72億円の赤字に転じる見込みとなります。また、次期中期経営計画の最終年度である令和9年度末の累積資金残額の赤字は▲403億円から▲492億円まで拡大する見込みです。



(4) 総括原価（案）と平均改定率（案）

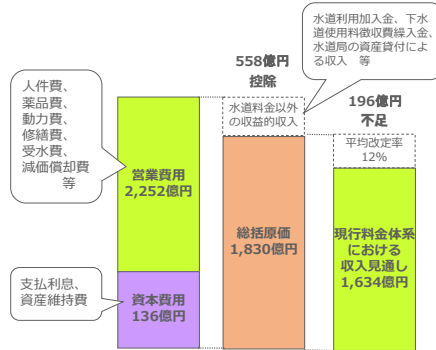
今回見直した財政収支計画を踏まえ料金算定期間中に必要な費用を積算すると、料金水準として必要な総括原価は1,830億円となります。現行料金体系における収入見通しと比較した不足額から算出すると、12.0%の料金改定が必要です。

料金改定実施時期 令和3年7月※

料金算定期間 令和3年9月～令和6年3月

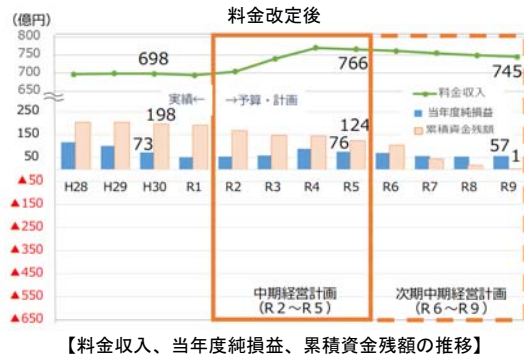
平均改定率 12.0%

※継続利用のお客さまは9月検針分から新料金となります。



(5) 料金改定後の財政収支計画（案）

料金改定を行った場合、中期経営計画の最終年度の令和5年度には、当年度純利益は76億円、累積資金残額は124億円と改善される見込みです。また、次期中期経営計画の最終年度である令和9年度末の累積資金残額は、必要な施設整備を行ったうえで、1億円確保できる見込みです。



3 新料金体系の概要

(1) 基本的な考え方

- 水道局はお客さまの予定使用水量に応じた施設規模をあらかじめ準備しており、その予定使用水量はメーターの口径に比例します。施設の維持管理や更新に必要な経費（固定費）は、使用水量にかかわらずお支払いいただく基本料金でまかなうことが理想です。
- しかし、現行の横浜市の料金体系では、口径にかかわらず基本料金が一律です。このことから、横浜市水道料金等在り方審議会からの答申では、メーター口径に応じた負担を求める「口径別料金体系」に移行し、基本料金での固定費の回収割合を高めていく必要があるとされました。
- そこで、今回の料金改定では、これまでの用途別料金体系を廃止し、口径別料金体系に移行したいと考えています。また、口径別料金体系では、口径別の基本料金と使用した水量分をいただく従量料金をお支払いいただくこととし、基本水量は廃止します。

(2) 料金体系の主な変更点（案）

変更項目	現行の料金体系	新料金体系	内容
基本料金	一律790円	口径別料金	メーターの口径ごとに基本料金を設定します。
基本水量	1か月につき8m ³	廃止	基本料金と従量料金（使用した水量分）をお支払いいただきます。
通増度	4.14倍	4.14倍を下回るよう設定	従量料金における最低単価に対する最高単価の割合である通増度は現行を下回るようにします。

(3) 利用者負担の考え方

口径別料金体系に移行した場合、口径や使用水量によって、現行料金と比べて料金負担が急増するケースが生じます。新型コロナウイルス感染症による社会経済情勢を踏まえ、今回は特に料金負担の急増を避けるため、負担の平準化を図る必要があると考えています。

そのため、料金表は次の点を考慮して現在検討を進めています。

- 口径13mm～25mm（全給水戸数の99%）については、主に生活用水として使用されていることに配慮し、最大でも平均改定率程度となるようにします。
- 口径40mm以上（全給水戸数の1%）については、使用水量によって改定率に差が生じますが、最大の改定率は可能な限り抑制します。
- 公衆浴場の入浴料金は物価統制令により上限が定められていることなどから、公衆浴場用の水道料金は引き続きできる限り負担増とならないようにします。

【参考】平均改定率12.0%を当てはめた場合の影響額の試算（1か月・税込）

口径	平均使用水量	現行料金	改定後料金の目安	増加額の目安
13mm	11m ³	1,034円	1,158円	124円
20mm	15m ³	1,666円	1,865円	199円
25mm	17m ³	1,982円	2,219円	237円
40mm	150m ³	40,746円	45,635円	4,889円
50mm	408m ³	128,598円	144,029円	15,431円
75mm	795m ³	271,401円	303,969円	32,568円
100mm	1,658m ³	616,168円	690,108円	73,940円
150mm	3,400m ³	1,328,646円	1,488,083円	159,437円
200mm	7,778m ³	3,119,248円	3,493,557円	374,309円
250mm	8,993m ³	3,616,183円	4,050,124円	433,941円

・口径20mm、基本水量8m³の使用のお客さまの場合 現行料金790円→改定後料金の目安884円(+94円)

(4) 福祉減免制度

基本料金を減免している福祉減免制度の今後の取り扱いについては、健康福祉局、こども青少年局と調整中です。

4 今後の進め方

今後の状況を見極めながら、引き続き検討を進めてまいります。

- 令和2年12月 第4回市会定例会において議案提出予定
- 令和3年1月～6月 お客さまへの周知
- 7月 料金改定